

損害賠償の額の決定について

国保松戸市立病院における医療事故に起因する後遺症について和解するに当たり、これに対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 事 件 の 概 要 平成16年2月10日、国保松戸市立病院外科における腹腔鏡下胆嚢摘出術の施行時に発生した肝後区域胆管枝損傷事故に関し、平成18年6月、市の損害賠償金を1,441,749円とする和解が成立した後、同年8月、良性胆道狭窄症が発症したことについて、当該事故に起因する後遺症であるとして損害賠償を求めるもの

2 損 害 賠 償 額 2,302,869円

提 案 理 由

相手方との交渉の結果、当事者双方の意見が一致したため。